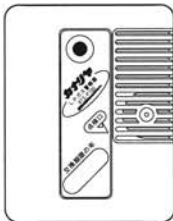


品名：**カナリヤ**  
**液化石油ガス警報器**  
**取扱説明書(保証書付)**

「高圧ガス保安協会」検定合格品  
 型式：KTS-P100M

- この警報器(**カナリヤ**)は、液化石油ガス(LPガス・プロパンガス)専用ガス警報器です。  
 (以下、警報器と称します)都市ガスには、都市ガス用警報器をご使用ください。
- ご使用前にこの説明書をよくお読みのうえ正しくご使用いただくとともに、ガス事故防止のために、ガスの取扱いには一層のご注意をお願いします。
- この説明書には保証書が付いていますので取付け後も大切に保管してください。



**必ず行う** この警報器をご使用になる際、付属の点検ガスで作動テストを行い、警報ブザー音が自分の耳で聞き取れるか必ず確認してください。

**警告** この警報器は、不完全燃焼及び酸素欠乏による中毒防止用ではありません。  
 この警報器は、浴室では絶対にご使用にならないでください。(漏電、感電のおそれがあります)

●販売店名(連絡先)

(販売店の名称・連絡先・住所・電話・FAX等を記入してください)

発売元：**アズビル金門株式会社**

本社／〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル)TEL. 03-5980-3733

液化石油ガス用ガス警報器

**保証書**

品名 **カナリヤ** 型式 KTS-P100M

このたびはガス警報器をお求めいただき誠にありがとうございました。  
 この製品は高圧ガス保安協会検定に合格したものです。  
 従って正常な使用状態では故障の心配はありませんが、保証期間中万一異常を生じた場合は速やかに販売店に連絡し、本書を提示してください。  
 次の要領で下記の者が点検または交換いたします。

- ・保証期間 警報器本体正面の交換期限表示部に記載された期限内
- ・保証適用 取扱説明書に基づく正常な使用状態で製造上の責任による故障の場合は無償で交換します。
- ・保証適用除外 裏面に記載してある事項の場合※
- ・保守点検 警報器の異常等のお申出がありました際には無償で次の保守点検をいたします。ただし、集中監視型警報器については別途保守契約によります。

(1)標準点検ガス又は点検具(チェッカー)を使用しての作動テスト  
 (2)誤報発生の有無の確認(聴取による)  
 (3)設置場所の適否についての確認

(実施者)  
 販売店

〒 TEL  
 (販売店は必ず記入してください)

(保証者)  
 発売元

**アズビル金門株式会社**

〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル)  
 TEL. 03-5980-3733

QA9P2704

2012. 4. 5 K

**① 安全に正しくお使いいただくために**

警報器を正しくお使いいただくため、またお客様や他の人々への危害や財産への損害を未然に防止するために、この取扱説明書にはいろいろな絵表示をしています。その表示と意味は次のようになっています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

|           |                                                                       |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>危険</b> | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う危険が切迫して生じる場合が想定されることを表しています。        |
| <b>警告</b> | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される場合を表しています。                 |
| <b>注意</b> | この表示を無視して誤った取扱いをすると、使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的損害のみの発生が想定される場合を表しています。 |

絵記号の例



記号は、「禁止」(しないでください)を示します。



記号は、「強制」(必ずしってください)を示します。

**② 安全のために必ずお守りください**

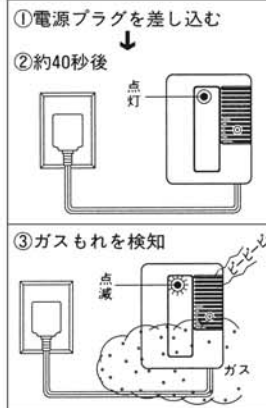
|           |                                                                    |             |  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|-------------|--|
| <b>危険</b> | 電源コードは切断しないでください。また電源コードを傷つけたり加工したり、無理に曲げたり引っ張ったり、はさみ込んだりしないでください。 | <b>禁止</b>   |  |
| <b>警告</b> | 予備コンセントにピンや針金などの金属物や、異物を入れないでください。(感電する恐れがあります)                    |             |  |
| <b>警告</b> | 警報器の電源は常に通電している交流100V専用コンセントに接続してください。(電源プラグを抜きますとガスがもれていても警報しません) | <b>禁止</b>   |  |
|           | 警報器は絶対に分解・改造しないでください。また、落下させたり衝撃を与えるような取扱はしないでください。(故障の原因となります)    | <b>分解禁止</b> |  |
|           | 警報器の前にもものを置いたり、取り付けたりしないでください。(警報が遅れたり、しない場合があります)                 | <b>禁止</b>   |  |

— 1 —

**③ 警報器の取扱い方法**

- ①電源プラグをコンセントに差し込む。  
 表示ランプ(赤)が点灯しその後約40秒間は、警報器が作動状態に入る準備タイムです。この40秒間は、ガスがかかっても警報ブザーは鳴りません。(停電復帰時同様です)  
 ※初期通電時および停電復帰時「ビッ」と音がでる場合がありますが異常ではありません。
- ②約40秒後作動状態に入り、常時ガスもれ検知可能な状態となります。
- ③ガスもれを検知すると表示ランプ(赤)が点滅になり、警報ブザーが鳴ります。  
 ※ガスがなくなると、警報ブザーが鳴りやんで②の状態に戻ります。

※停電時はガスもれを検知しません。  
 ※警報器本体は多少暖かくなりますが、異常ではありません。  
 ※日常、警報器が作動状態にあることを示す表示ランプ(赤)が点灯していることを確認してください。



**④ 警報器のお手入れ方法**

|           |                                                                                                                                                                                                          |             |  |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--|
| <b>注意</b> | 警報器表面等が汚れてお手入れをされる場合、かわいた手で電源を切り、水または石けん水を浸した布をよく絞ってふきとってください。ふき終わったら電源を入れ、5. 警報器の点検方法にしたがって動作を確認してください。(内部に水が入らないよう注意してください)<br>※中性洗剤を使ったときは、しばらく警報ブザーが鳴りやまないときがあります。また、電源プラグの抜き差しは、絶対にぬれた手では行わないでください。 | <b>必ず行う</b> |  |
|           | お手入れの際、ベンジンまたはシンナーなどの薬剤は使わないでください。警報器表面に傷が付いたり、故障の原因となります。                                                                                                                                               | <b>禁止</b>   |  |

— 4 —

**警告**

警報器の取付位置を移動させないでください。取付位置を変更する必要がある場合は、販売店に依頼してください。

**移動禁止**

**注意**

警告表示ステッカー「警報器が鳴ったら」をよくお読みのうえ、必ず目に付く場所に貼ってください。また、警告表示に緊急時の連絡先（販売店名など）・電話番号が記入されているか確かめてください。

警報器の交換期限が過ぎていないか確認してください。交換期限が過ぎたものは保証致しかねますので、必ず新しい警報器にお取り替えください。（交換期限は西暦で表示しております）

警報器以外の電気製品を同時にご使用になる場合には、警報器の電源プラグの予備コンセントをご利用ください。ただし、接続できる電気製品の消費電力は、交流100Vで990W以下です。また、電源プラグは確実に差し込んでください。たまったホコリに湿気が加わり発火・焼損につながる恐れがありますので、電源プラグの刃および刃の取付面のゴミやホコリをかわいた布等で取り除いてください。※ショートコード（長さ約35cm）には予備コンセントはありません。

**必ず行う**

見やすいように

警告表示ステッカー

**必ず行う**

交換期限の年

〇〇〇〇年

警報器のアドオンプラグ 他の電気製品（990W以下）

確実に差し込む

**禁止**

### 《殺虫剤やペンキなどで警報ブザーが鳴った場合》

**注意**

ガスもれ以外でも次のような場合、警報ブザーが鳴ることがありますが、すぐ鳴りやみますので警報器の電源プラグは抜かないでください。（不具合の原因となりますので、ドアや窓を開け、自然換気を十分に行ってください）

- 殺虫剤、化粧品などのスプレーを警報器の近くで使用したとき
- シンナー、ペンキなど可燃性の溶剤や塗料を警報器の近くで使用したとき
- ミリン、しょう油、ワイン、酒などの濃い蒸気がかかったとき
- 濃厚なタバコの煙などがかかったとき

— 2 —

《ガスもれにより警報ブザーが鳴ったときは、あわてず次の処置をしてください》

**危険** 火花などにより爆発の恐れがありますので次のことは絶対にしないでください。

① マッチ、ライターなど火気は使用しない。

**火気禁止**

② 電気製品、換気扇、扇風機などのスイッチに絶対触れない。

**触れるな**

③ 電源プラグの抜き差しはしない。

**禁止**

コンセント

- まず、火を消してガス栓（元栓）を閉めてください。
- ドアや窓を静かに開けて自然換気をしてください。もれたガスは空気より重いので、室内の下の方にたまっていきますので、空気が流れるようにドアや窓を開けてください。
- ガスがなくなれば、警報ブザーは自動的に鳴りやみますので、鳴りやんでからガスもれの箇所を点検してください。注）ガスもれの原因として、点火ミス、立ち消え、器具栓が完全に閉まっていないことや、ゴム管のひび割れ等が考えられます。
- 警報ブザーが鳴りやまないとき、または、警報ブザーが鳴りやんでもガスもれ箇所がわからないときは、ただちに販売店に連絡してください。

**閉める**

**自然換気する**

**調べる**

器具栓のチェック

せっけん水を塗る

アワがふくれたら、そこがガスもれの場所

**連絡する**

— 3 —

## 5 警報器の点検方法

次の方法で月1回程度点検してください。

- 表示ランプ（赤）が点灯していることを確かめてください。
- 付属の点検ガスのキャップを開け、先端を警報器の点検口に当ててください。
- 点検ガスの容器を2～3回指で強くつまんでガスを吹きつけてください。
- 表示ランプ（赤）が点滅に変わり、警報ブザーが鳴ります。点検ガスの吹きかけをやめガスがなくなると表示ランプ（赤）の点滅が点灯に変わり、警報ブザーも鳴りやみます。
- 点検ガスを吹きつけても、警報ブザーが鳴らないなどのときは、7アフターサービスについてをお読みください。
- 点検ガスは蒸発しやすいので、使用後は点検ガスのキャップをしっかりと閉めてください。
- 点検ガスを警報器本体の近くの目に付きやすいところに保管してください。

※販売店は2年に1回点検してください。



### 注意

**禁止** ① 付属の点検ガス以外は、絶対に使用しないでください。

**必ず行う** ② 小さなお子様のいるご家庭では、点検ガスは、お子様の手の届かないところ、また直射日光、高温、火気をさけて保管してください。

- 点検ガスが目に入った場合はすぐ水で目を洗い、異常を感じた場合は医師の指示を受けてください。
- 誤って、飲み込んだ場合はすぐに医師の指示を受けてください。
- 点検ガス容器内の固形物（青色）の成分は次の通りです。（毒性はありません）

|            |            |
|------------|------------|
| 固形エチルアルコール | 86%以上      |
| エチルシリケート   | 約10%       |
| 水分、その他     | 約4%        |
| 着色剤        | フタロシアニンブルー |

1本当りの量は、約3gです。

③ 点検ガスがなくなりましたら、販売店でお買求めください。

— 5 —

## 6 交換期限

この警報器の有効期限は、本体正面の「交換期限表示部」に記載されている交換期限内です。交換期限が過ぎたものは保証いたしかねますので、必ず新しい警報器とお取替えてください。

● 交換期限表示部の見方

交換期限表示部の記載例（西暦2017年までの例）

交換期限の年

2017年

※交換期限の表示は、西暦で記載してあります。



## 7 アフターサービスについて

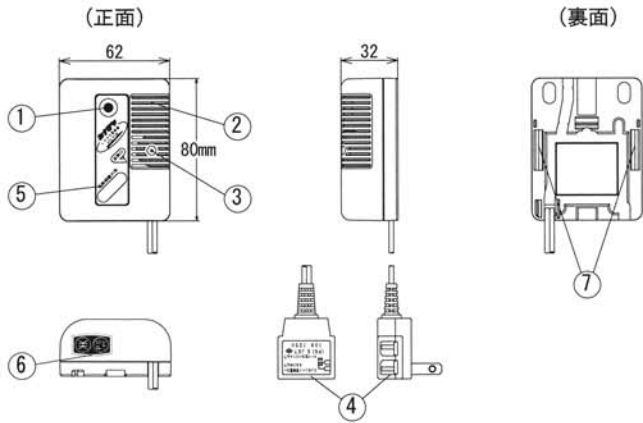
① 点検を依頼される前にこの取扱説明書をよくお読みのうえ、次の点検と処置をしていただき、なお異常があるときは販売店にお申しつけください。

| 症状                    | 原因                         | 処置                |
|-----------------------|----------------------------|-------------------|
| 表示ランプ（赤）が点灯していない      | ・電源プラグがはずれている              | 電源プラグをコンセントに差し込む  |
|                       | ・停電                        |                   |
|                       | ・電源ブレーカーが切れている             | 電源ブレーカーを入れる       |
| 点検ガスで警報ブザーが鳴らない       | ・点検口を間違えている                | 正しい位置で点検          |
|                       | ・点検ガス容器内に固形物（青色）がない        | 新しい点検ガスを販売店で買い求める |
| ガスもれの様子が無いのに警報ブザーが鳴った | ・近くでスプレー、殺虫剤、ペンキ、シンナーなどを使用 |                   |
|                       | ・酒、みりんなどの濃い蒸気がかかった         | ドアや窓を開け自然換気する     |
|                       | ・濃厚なタバコの煙などがかかった           |                   |

② 万一異常が生じた場合は、速やかに販売店に連絡し、添付の保証書をご提示ください。保証書の記載内容に基づき販売店で点検または交換いたします。

— 6 —

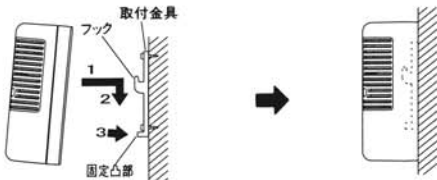
## 8 各部の名称と働き



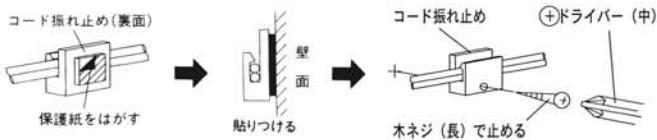
- ①表示ランプ(赤)……電源を入ると点灯します。  
約40秒後に作動状態に入ります。  
ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると点滅します。
- ②警報ブザー部……ガスを検知しガス濃度が警報設定値に達すると「ピーピーピー」とブザー音が鳴ります。
- ③ガス検知部……ガスを検知します。また点検時のガス注入口となります。
- ④電源プラグ……予備コンセント(アドオンプラグ)は交流100Vで消費電力990W以下の電気製品に使用できます。  
※ショートコード(長さ約35cm)には予備コンセントはありません。
- ⑤交換期限表示部……有効期限が記載されています。
- ⑥検定合格証……高圧ガス保安協会の合格シールです。
- ⑦取付金具掛付け部……取付金具のフックを引掛ける溝孔です。  
※警報設定値：液化石油ガス(LPガス・プロパンガス)の爆発下限濃度の1/100以上1/4以下です。  
※爆発下限濃度：ガスが空气中に混ざり熱や火によって爆発する最小のガス濃度のことです。

— 7 —

- ④警報器の裏面にある取付金具掛付け部を取付金具のフックに合わせて下方に押し下げ、さらに取付金具下部の固定凸部に警報器を押しつけて外れないことを確認してください。



- ⑤オプションのコード振れ止めを使用する場合  
電源コードを固定する場合は、オプションのコード振れ止めを使用してください。電源コードをコード振れ止めにはめ込み裏面の保護紙をはがして壁面に仮止めし、同梱の木ネジ(長)で固定してください。

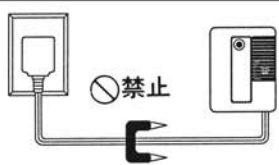


### 警告

電源コードを傷つけたり、破損したり、束ねたり、加工しないでください。また、重いものを載せたり引っ張ったり、無理に曲げたりすると、電源コードをいため、火災や感電の原因になります。

### 注意

ステップルまたは、釘などは使用しないでください。  
(電気設備技術基準で禁止されています)



— 11 —

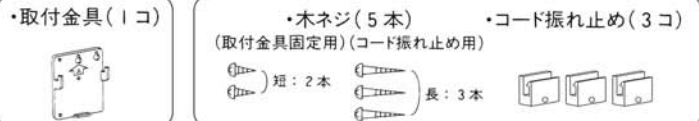
## 9 仕様・付属品・オプション

| 仕 様                    |                                                |
|------------------------|------------------------------------------------|
| 型 式                    | KTS-P100M                                      |
| 対 象 ガ ス                | 液化石油ガス(LPガス・プロパンガス)                            |
| 警 報 ガ ス 濃 度<br>(警報設定値) | 爆発下限濃度の1/100以上1/4以下<br>(0.45%以下)               |
| 警 報 方 式                | 即時警報型自動復帰式                                     |
| ガス漏れ警報・表示              | 圧電ブザー断続音70dB(1mにて)以上<br>表示ランプ(赤)点滅             |
| 応 答 速 度                | 30秒以内                                          |
| 通電初期警報防止<br>回路の作動時間    | 電源通電後及び停電復帰後約40秒間                              |
| 検 知 方 式                | 接触燃焼式                                          |
| 電 源                    | 交流100V±10% 50/60Hz                             |
| 消 費 電 力                | 1W                                             |
| 使用温度範囲                 | -10～+40℃                                       |
| 外 形 寸 法                | 高さ80×幅62×奥行32(mm)                              |
| 質 量 (重 量)              | 約200g                                          |
| 電 源 コ ー ド              | 長さ約2.5m(予備コンセントプラグ付)<br>または約35cm(予備コンセントプラグなし) |

### 付 属 品



### オプション



— 8 —

## 12 保証書・警告表示ステッカーへ貴店名の記入

販売店の方は、次の事項を必ず行ってください。

|       |                                                      |
|-------|------------------------------------------------------|
| ①必ず行う | ① 取扱説明書・保証書の所定の欄に貴店の名称・所在地・郵便番号・電話番号をはっきりと記入してください。  |
|       | ② 警告表示ステッカー「警報器が鳴ったら」の所定の欄に貴店の名称と電話番号をはっきりと記入してください。 |

※警告表示ステッカー「警報器が鳴ったら」の見本は、②安全のために必ずお守りください(2項)または⑨仕様・付属品(8項)を参照してください。

## 13 お客様への説明

販売店の方は、お客様に次の事項を説明のうえ、ご理解を得てください。

|       |                                                            |
|-------|------------------------------------------------------------|
| ①必ず行う | ①この説明書をよくお読みのうえ、正しく使用していただくこと。                             |
|       | ②この説明書には、保証書が付いているので、大切に保管していただくこと。                        |
|       | ③添え付けの「警告表示ステッカー「警報器が鳴ったら」」をよくお読みのうえ、目につく場所に忘れずに貼っていただくこと。 |

## 14 保管及び廃棄について

販売店の方は、次の事項を必ず行ってください。

|       |                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| ①必ず行う | ①保管について<br>・室温-10～+40℃で湿気の少ないところ。<br>・直接、日光の当たらないところ。<br>・保管期間は6ヶ月以内としてください。 |
|       | ②廃棄について<br>・産業廃棄物として処理してください。                                                |

— 12 —

## 10 取付位置 (取付位置の選定はお客様とよく相談してから行って下さい)

### ⚠ 注意

- L P ガスは空気より重いため、もれたガスは下にたまりますので床から高さ30cm以下、最も遠い燃焼器具より水平距離で4m以内でガスのたまりやすいところに取り付けてください。



### ⚠ 注意

次のようなところには取付けないでください。故障や警報遅れの原因になります。

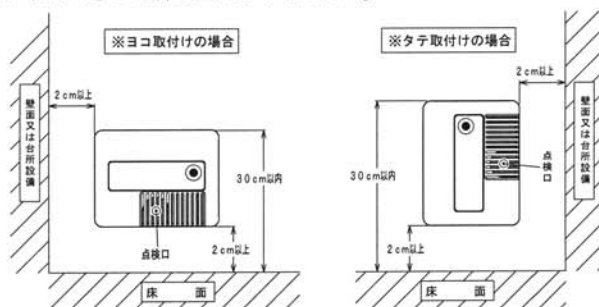
- 浴室用ではありませんので、浴室には取付けないでください。(電気事業法で禁止されています)

- |                                                       |                                                        |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 ドア付近など風通しのよいところ、すきま風の入るところ<br>振動、衝撃のほげしいところ<br>⊖ 禁止 | 2 電源がON/OFFされるところ<br>(例: ヒルなどの湯沸室で、夜間電源を切るところ)<br>⊖ 禁止 |
| 3 台所設備・カーテンウォール等で<br>ささげられるところ<br>⊖ 禁止                | 4 台所で水や煮汁、油がかかるところ<br>⊖ 禁止                             |

— 9 —

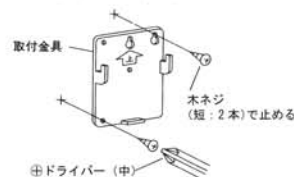
## 11 取付方法 (取付けは販売店におまかせください)

この警報器は、取付場所に応じてタテ、ヨコどちらでも取付けられます。  
① ⑩取付位置をよくお読みのうえ床面及び壁面又は台所設備から下図の距離に取付できる場所を選定してください。



※警報器の点検口を床面(下)の方にしてください。

- ② 既存の取付金具を使用する場合  
取付金具が腐食していないか、ネジにゆるみなどがないか確認してください。
- ③ オプションの取付金具を使用する場合  
(1) 取付場所の壁面の材質、強度及び交流100Vのコンセント位置を確認してください。  
※壁面の材質がタイル、コンクリートなどの場合には、別売のカーンプラグが必要です。
- (2) 取付金具を同梱の木ネジ(短: 2本)で壁面に確実に取付けてください。  
※取付工具は④ドライバー(中)をご使用ください。



- |      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| ⊖ 禁止 | 取付金具は両面テープで取付けないでください。(落下防止のため)        |
| ⊖ 禁止 | 警報器を床に置かないでください。(水等がかかった場合、故障の原因となります) |

— 10 —

## 本社・支店・営業所所在地

この警報器について、お気付きの点や不明の点がありましたらお買求めの販売店または、お近くのアズビル金門(株)までご連絡ください。

### お問い合わせ先

**azbil アズビル金門株式会社**

本 社 〒170-0004 東京都豊島区北大塚一丁目14番3号(大塚浅見ビル) ☎(03)5980-3733

- |        |                                        |                |
|--------|----------------------------------------|----------------|
| 北海道支店  | 〒007-0803 札幌市東区東苗穂三条三丁目2番78号           | ☎(011)783-0505 |
| 釧路営業所  | 〒085-0054 釧路市暁町12番地39                  | ☎(0154)24-3111 |
| 東北支店   | 〒980-0811 仙台市青葉区一番町一丁目9番1号(仙台トラストタワー)  | ☎(022)227-1535 |
| 北東北営業所 | 〒020-0807 盛岡市加賀野三丁目10番1号               | ☎(019)625-2094 |
| 青森営業所  | 〒030-0902 青森市合浦一丁目10番3号                | ☎(017)742-4379 |
| 秋田営業所  | 〒010-0951 秋田市山王六丁目9番25号(山王SEビル)        | ☎(018)896-5980 |
| 福島営業所  | 〒960-8163 福島市方木田字谷地17番地9               | ☎(024)545-3411 |
| 北関東支店  | 〒376-0035 桐生市仲町三丁目6番32号                | ☎(0277)46-2271 |
| 新潟営業所  | 〒950-0951 新潟市中央区鳥屋野二丁目5番37号            | ☎(025)285-5131 |
| 東京支店   | 〒170-0002 東京都豊島区巣鴨五丁目9番8号              | ☎(03)5980-5032 |
| 千葉営業所  | 〒260-0014 千葉市中央区本千葉町1番1号(日土地千葉中央ビル)    | ☎(043)201-7271 |
| 長野営業所  | 〒381-0012 長野市柳原2362番17                 | ☎(026)295-2001 |
| 神奈川営業所 | 〒243-0003 厚木市寿町三丁目1番1号(ルリエ本厚木)         | ☎(046)295-5360 |
| 中部支店   | 〒422-8036 静岡市駿河区敷地一丁目3番7号              | ☎(054)237-1666 |
| 名古屋営業所 | 〒456-0005 名古屋市熱田区池内町2番11号(池内ビル)        | ☎(052)871-9101 |
| 大阪支店   | 〒577-0013 東大阪市長田一丁目4番17号(長田センタービル)     | ☎(06)4308-8508 |
| 北陸営業所  | 〒920-0051 金沢市二丁目29番地                   | ☎(076)232-5610 |
| 中四国支店  | 〒732-0052 広島市東区光町一丁目10番19号(日本生命広島光町ビル) | ☎(082)263-1971 |
| 岡山営業所  | 〒700-0976 岡山市北区辰巳419番2                 | ☎(086)241-8511 |
| 四国営業所  | 〒760-0018 高松市天神前10番12号(香川天神前ビル)        | ☎(087)861-2330 |
| 九州支店   | 〒812-0044 福岡市博多区千代一丁目17番1号(パピヨン24)     | ☎(092)633-2811 |
| 鹿児島営業所 | 〒891-0114 鹿児島市小松原二丁目17番25号(今村ビル)       | ☎(099)268-1266 |
| 沖縄営業所  | 〒901-2103 浦添市仲間一丁目5番7号(山内ビル)           | ☎(098)871-3102 |

### ※保証適用除外

この製品は保証期間内でも次のような場合、交換は有償となります。

- (1) 使用者の故意または、不注意によって生じた故障または損傷
- (2) 火災、天災、異常電圧、異常温度、異常雰囲気等の不可抗力による故障または損傷
- (3) 屋外、高温多湿等著しく不適当な場所および浴室に取付けた場合
- (4) 液化石油ガス以外のガス、水や煮こぼれ、油等の液体、動植物による故障または損傷
- (5) その他使用上の誤り、分解、改造されたもの、衝撃等による故障または損傷
- (6) 本書の提示がない場合 ただし、本書は日本国内のみ有効です
- (7) 本書に、販売店名の記入のない場合
- (8) その他製造業者の責任によらない汚損、故障または損傷
- (9) 高圧ガス保安法に基づいて設置された警報器の場合

### ※お願い

- (1) 警報器の作動確認は、付属の点検ガスで点検してください。
- (2) 本書は再発行いたしませんので、紛失しないよう大切に保管してください。
- (3) 交換期限を過ぎたものは保証いたしません。警報器は安全を守るためのものですので、必ず新しいものとお取り替えください。

この保証書は、お客様の民法又は商法上の権利を制限するものではありません。また、警報器についてご不明の場合は、お買求めの販売店、または発売元にお問い合わせください。

|     |           |       |
|-----|-----------|-------|
| お客様 | お名前       | _____ |
|     | 〒□□□-□□□□ | _____ |
|     | ご住所       | _____ |
|     | 電話        | _____ |

KTS-P100M

— 13 —